

上板町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震による住宅の出火及び延焼を居住者が自ら防止することにより、被害の減少並びに町民及び地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカーを設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、地震発生時に住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための装置をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、上板町に住所を有する個人で、上板町における町税等（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、各種使用料・手数料、その他町の各種融資の償還金を含む。）を滞納していない者とする。

(対象費用)

第4条 補助対象となる費用は、現に居住の用に供している住宅において設置する感震ブレーカーの購入費及び設置工事費用（補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）以外の事業者等が施工する場合に限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、新築住宅の建築に併せて感震ブレーカーを設置する場合も、補助対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に要する費用の合計額の2分の1とする。ただし、その金額が2万円を超えるときは2万円とする。また、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1住宅当たり感震ブレーカー1個までを対象として、1世帯に対し1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、上板町感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度中に町長に申請しなければならない。

(1) 上板町感震ブレーカー設置事業に係る見積書

(2) 貸権者の設置承諾書（借家等の場合に限る。）（様式第2号）

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請を受けたときには、速やかにその内容を審査し、適当と認められたときは、上板町感震ブレーカー設置事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助金交付の決定を補助対象者に通知するものとする。

（変更又は中止の承認申請）

第8条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ感震ブレーカー設置事業（変更・中止）申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち町長が指定するものを添付の上、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 設置工事に要する経費の変更後の見積書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

（変更又は中止の承認）

第9条 町長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、感震ブレーカー設置事業（変更・中止）承認通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（事業完了後の確認）

第10条 補助対象者は、事業完了後、上板町感震ブレーカー設置事業完了届（様式第6号）に、次に掲げる関係書類を添付して、当該年度中に町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置状況を示す写真
- (2) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し

前2号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の完了の報告を受けたときは、その内容を審査し、適合と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に上板町感震ブレーカー設置事業補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに感震ブレーカー設置事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助対象者が次に掲げる事項に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 前条により補助金の交付を受けた後に、木造住宅耐震化促進事業(耐震改修支援事業に限る。)による補助金の交付を受けたとき

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(雑則)

第14条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。